

現在の感染症の検査日における対応と令和8年度からの変更点(下記の表参照)

1 インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等		現状の対応	変更点
本人	発熱・体調不良等での医療機関受診	受診日のみ 「公欠扱い」	※登校初日に医療機関やクスの領収書の写し等、受診が確認できるものを担任に提出して下さい。 「欠席」
	インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症(陽性)	発症した後(無症状の場合は検体採取日)から5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで 「出席停止」	※医療機関において各感染症の診断、及び治療を受け、出席停止期間後登校してください。 登校初日に保護者より各感染症治癒報告書に必要事項を記入・捺印の上、医療機関やクスの領収書の写し等、受診が確認できるものを担任に提出してください。
	インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症(陰性)	陰性を確認した後も症状が改善せず、学校を休む場合は 「欠席」	※陰性の場合は、結果が出た翌日から登校可能です。 登校初日に医療機関やクスの領収書の写し等、受診が確認できるものを担任に提出してください。
	発熱など風邪症状があるが、医療機関を受診しない	「欠席」	
	ワクチン接種・副反応	「欠席」	
2 その他の感染症			
	医療機関を受診し、医師が登校と可能とするまで「出席停止」		「現状の継続」
	※治癒証明書を医療機関で記入してもらい、登校日初日に担任に提出してください。		

上記のように変更となりますので宜しくお願いいたします。

以上